

第 155 回：年末調整

平成 29 年も残りわずかとなりました。年末ということもあり、お忙しい方も多いと思いますが、同時に「年末調整」の時期でもあります。毎月給料から源泉所得税が差し引かれているのになぜ年末調整が必要となるのでしょうか。今回は年末調整が必要な理由、基礎知識について説明致します。

1. 年末調整はなぜ必要？

給与支給者（会社、個人事業主）は、従業員に給与を支払う際に「源泉徴収税額表」に基づいて所得税を給与から源泉徴収して、従業員の所得税を納付することになっていますが、その源泉徴収をした税額の合計額とその従業員が納めるべき税額は、次のような理由からほとんど一致しないため、精算が必要となります。

- (1) 源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られており、実際は年の途中で給与の額に変動があることが多いため。
- (2) 年の途中で扶養親族等に異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、さかのぼって各月の源泉徴収税額を修正することがないため。
- (3) 生命保険料、地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされているため。

12 月になって収入が確定した時点で、税法に従って正確な所得税の金額を計算し直し、これを今まで概算で給与から天引きしてきた金額の合計と比較します。今まで天引きしてきた金額の合計が少なければその分を追加で徴収しますし、多ければ差額を返します。こうして最終的に精算をする。これが年末調整です。

2. 過不足が生じる要因

例えば以下のようなケースの場合、最終的に所得税額に過不足が生じます。

	◎ケース1：月収40万円、扶養0人	◎ケース2：月収40万円、配偶者有(12月末に結婚)
1月だけの 場合	<p>給与</p> <p>例：額面40万円 (扶養：0人)</p> <p>源泉所得税</p> <p>※天引き</p> <p>源泉所得税</p>	1月～11月まではケース1と同じ
年間を 合計した 場合	<p>給与</p> <p>年収 額面480万円 (40万円×12ヶ月) (扶養：0人)</p> <p>源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税</p>	<p>年末調整をする時の現況で扶養の数を考えますので、年間を合計すると所得税額は低くなります。</p> <p>給与</p> <p>年収 額面480万円 (40万円×12ヶ月) (扶養：1人)</p> <p>源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税 源泉所得税</p>

月々の源泉所得税は、年間を通じて給与の額に変動がないものとして天引きします。(ケース 1) しかし、源泉徴収をした所得税額はあくまでも概算の金額となるため、以下の理由により本来納めなければならない年税額と月々の源泉所得税額に過不足が生じます。

- (1) 毎月の給与の額に変動がある。
- (2) 年の途中で扶養の数が変動する。(ケース 2)
- (3) 配偶者特別控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除等は年末調整で計算するため。(月々の源泉徴収では考慮していない。)

様々なケースがあるので一概には言えませんが、主に上記(3)の影響により、所得税額が結果的に低くなり還付されるケースが多いです。

3. 年末調整の注意点

原則、年末に在籍している従業員について行う年末調整ですが、以下に該当する方は確定申告の必要があります。(確定申告の期限：3月15日)

- (1) 本年中の給与の金額が2,000万円を超える方
- (2) 2カ所以上から給与の支払いを受けている方

また、以下の所得税額の控除については年末調整では対応できないため確定申告をすることで、所得税の額の還付を受けることが可能です。

- (1) 雑損控除：災害、盗難により住宅や家財に損失を受けた場合
- (2) 医療費控除：支払った医療費が10万円未満か本年中の所得金額の5%相当額かのいずれか低い金額を超える場合
- (3) 住宅借入金等特別控除：本年中に一定の要件を満たす物件を購入し、住宅ローンを組まれた場合（初年度に確定申告をすれば、2年目からは年末調整で対応可能）
- (4) 寄付金控除：特定の団体に寄付をした場合

年末のお忙しい中、面倒な手続きかと思われる方も多いと思いますが、年末調整で正しい所得税を計算することで所得税が低くなり還付される事例も多々あります。また、それに伴い住民税も低くなります。

そのためにも保険料の控除証明書等手続きに必要な書類は無くさないよう大切に保管して頂き、手続きに間に合うようにご用意下さるようお願い致します。

年末調整におけるご質問や詳しい内容については、当事務所までお気軽にご連絡ください。

【参考】マイナンバー制度への対応

去年の平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続に個人番号が必要となります。扶養控除、配偶者特別控除、保険料控除等の申告書提出を受ける際に、次のいずれかの書類により、番号法に定める本人確認（番号確認と身元確認）を行い個人番号を確認する必要があります。

- (1) 個人番号カード※1
- (2) 通知カード or 住民票と運転免許証 or パスポートなどの写真付き身分証明書

給与所得者(従業員等)の本人確認は、給与の支払者(事業者)が行う必要がありますが、控除対象配偶者や扶養親族の本人確認は給与所得者が行うことになります。※2

上記で確認が困難な場合において、どのような書類で本人確認を行うかについては、内閣官房のマイナンバー特設ホームページや国税庁の特設サイトに掲載されておりますので参考にご覧ください。

■ご参考 URL

◇内閣官房：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◇国税庁：<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

※1 申請をすることにより、希望者に対し、通知カードと引き換えに交付される顔写真付きの証明書です。

※2 国民年金の第3号被保険者の届出については、事業者への提出義務者は扶養親族であることから、事業者において従業員の族の本人確認が必要です